

(介護予防) 訪問リハビリテーション 熱海 海に見える病院 運営規程

第1条 医療法人社団伊豆七海会が開設する熱海 海に見える病院は（以下「事業所」という）が実施する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 事業所の従事者は、要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

3 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 ： 熱海 海に見える病院
- （2）所在地 ： 静岡県熱海市熱海字上ノ山 1843-1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 指定訪問リハビリテーション等の従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- （1）管理者 1名

管理者は、指定訪問リハビリテーション等の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- （2）従業者の職種及び員数

医師	1 名以上（常勤1名以上）
理学療法士	1 名以上
作業療法士	1 名以上
言語聴覚士	1 名以上

従業者は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な指定訪問リハビリテーションを提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から土曜日までとする。
休業日：日曜日、年末年始（12月31日～1月3日）
- (2) 営業時間：午前9時から午後5時までとする。

(利用料等その他の費用の額)

第7条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、別紙（重要事項説明書）によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、その額の1割、2割又は3割とする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、別紙（重要事項説明書）による額を徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、静岡県熱海市、神奈川県足柄下郡湯河原町とする。

(相談・苦情処理)

第9条 当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問リハビリテーション等に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故発生時の対応)

第10条 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 2 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を半年に1回程度定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- 3 虐待の防止のための指針を整備する。
- 4 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- 5 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 6 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用し行うことができるものとする。

(個人情報の保護)

- 第12条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその家族に同意を得るものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第13条 自然災害や感染症被害に対する意識を高め、専門的知識と技術に基づき、リハビリを提供できるよう BCP（業務継続計画）を策定し、必要な措置を講じます。感染症については、感染症を発生させない、まん延させないことを目的として措置を講じます。
- 2 平常時から政策策定に関与し、災害リスクの低減に努め、災害時は災害の種類や規模、被災状況、初動から復旧・復興までの局面等に応じた支援を行ないます。
- 3 従業者に対し、BCP（業務継続計画）について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します（自然災害・感染：半年に1回程度）。
- 4 定期的に BCP（業務事業計画）の見直しを行ない、必要に応じて内容の変更を行ないます。

(その他運営に関する重要事項)

- 第14条 当事業所は、従業者の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後 3ヶ月以内（新卒採用時 伊豆七海会合同研修）
- (2) 継続研修 年 1回 （訪問リハビリ班内研修）
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団伊豆七海会 熱海 海見える病院が定めるものとする。

附 則

この規定は、令和4年3月1日から施行する。令和7年4月1日改定。